

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月8日(金) 午前11:00～11:42

2. 開催場所 伊方町役場本庁 3階 会議室

3. 農業委員

①出席委員 14名

会長	6番	井上	利彦
	1番	上甲	覚
	2番	土居	裕子
	3番	阿部	弘喜
	4番	高野	晃一
	5番	大野	信幸
	7番	兵頭	英樹
	8番	米田	慎一郎
	9番	濱本	虎夫
	10番	中田	初美
	11番	松本	虎彦
	12番	木野本	伸行
	13番	梶原	知樹
	14番	津田	正利

②欠席委員 0人

4. 農地利用最適化推進委員

① 出席推進委員 8名

	1番	濱本	清市
	2番	宮本	寛
	4番	井村	大貴
	5番	中村	将士
	6番	大川	利光
	8番	藤原	勲
	11番	西村	公男
	13番	亀井	初秋

② 欠席推進委員 5名

	3番	山寄	勝司
	7番	島津	誠
	9番	松本	綱光

10番 田中 浩二

12番 梶原 好一

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第8号 時効取得について

日程第4 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第6 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第7 議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

6. 出席した事務局職員

主任 中村 吉裕

主事 宮本 聖真

7. 会議の概要

事務局	それではただ今から、9月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、井上会長からご挨拶を申し上げます。
会長	(井上会長・あいさつ)
事務局	ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 これより議事進行は、井上会長にお願いします。
議長	ただ今から、9月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中 <u>14</u> 名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、10番 中田委員、11番 松本委員にお願いいたします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日の1日と決定しました。

議 長

次に、日程第3、「報告第8号 時効取得について」を事務局か
ら説明をお願いします。

事務局

それでは、1ページの、報告第8号をご覧ください。

(報告書説明)

時効取得はと、民法第162条で、「20年間、所有の意思を持
って、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権
を取得する。」となっています。この場合、農地法第3条による許可
は不要となります。

以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、質
疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、次に移ります。

議 長

日程第4から第6、「報告第9号から11号まで、農地法第3条
の3第1項の規定による届出について」、同一議案なので一括して
事務局から、説明をお願いします。

事務局

それでは、2ページの、報告第9号をご覧ください。

(議案説明)

つづいて、3ページの、報告第10号をご覧ください。

(議案説明)

4ページ、報告第11号をご覧ください。

(議案説明)

遺産分割は、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用
除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届
出となっています。

以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明がありましたが、内容について、質

疑はありませんか。
(質問・意見なし)

議 長 質疑がないようですので、次に移ります。

議 長 日程第7、議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の農地転用ですが、本農業委員会総会後に意見書を付けて県へ進達する流れになります。
許可書は、県が発行します。
5ページは議案書、6ページは位置図、7ページは地番地目図、8ページは利用計画図、9、10ページは現況写真、11ページは土地改良区の意見書、12ページは始末書です。
それでは、議案を読み上げます。
(議案書朗読)

本日、お配りしました農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る調書①をご覧ください。

申請地は、第2種農地であります。土地選定理由から、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められます。

したがって、立地基準には適合しておりますので、一般基準の審議をお願いします。

まず、一般基準第3号の転用の確実性ですが、自己資金で事業をおこない、過去に違反転用した実績はありません。

目的どおりに利用しておりますので、確実であります。

転用面積の妥当性、問題ないと思われま。

4号の周辺農地等への影響については、影響なしと考えられます。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただ今の事務局の説明に関連して、第2区宮本推進委員から現地調査の結果をお願いします。

第2区
宮本推進
委員 土居委員と一緒に現地確認を行いました。
申請地は、集落内に存在しており、宅地と雑種地で囲まれて

いるため、周辺の農地への影響はないものと思います。

また、事務局から説明がありましたとおり、農地法の要件は満たしています。

以上のことから農地転用は、問題ないものと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 次に、2番の土居委員さんからお願いします。

2番

土居委員

宮本推進委員の報告のとおりで、補足はありません。

申請に問題ないものと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議 長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第15号について原案とおりに決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第15号は許可相当という意見書を県知事に送付いたします。

議 長

その他を議題とします。

委員さんから、その他について、ありませんか。

(意見があれば、事務局対応)

事務局からはありませんか。

(午後の研修会日程を説明)

次回の農業委員会総会の日程を決めたいと思います。

事務局の予定は、10月5日(木)午後1時30分から総会を開催する予定ですが、よろしいでしょうか。

以上を持ちまして、伊方町農業委員会総会9月定例総会を閉会いたします。

(終了時間 11 : 42)